

平成22年度第2回宮城県生涯学習審議会 議事録

1 日 時 平成22年11月16日（火）午前10時から午前12時

2 場 所 行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

（1）委員

赤間 裕子 委員 五十嵐 りか 委員 石井山 竜平 委員

笠松 洋子 委員 兼平 敏子 委員 櫻中 辰則 委員

梨本 雄太郎 委員 松村 真理子 委員

（2）事務局

小林 伸一 教育長

西條 公美 参事兼生涯学習課長

高橋 弘一 社会教育専門監

大泉 義昭 副参事兼課長補佐総括担当

菊地 武彦 生涯学習振興班長

高橋 真由美 生涯学習振興班主幹

根岸 一成 生涯学習振興班主査

田代 恭子 生涯学習振興班主事

4 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選任について

6 報 告

(1) 平成22年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果について

(2) 子ども読書活動推進のための事業実施状況について

7 議 題

(仮称)「宮城県生涯学習振興施策推進プラン」について

8 その他

9 閉 会

1. 開会

○大泉総括 それでは、ただいまから平成22年度第2回宮城県生涯学習審議会を開催いたします。

本審議会につきましては、公開としておりますのでご了承願います。

それでは、初めに小林教育長からごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

○小林教育長 おはようございます。教育長の小林でございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様、お忙しい中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この審議会は、生涯学習に関する施策の推進に関する重要事項を審議するため、平成5年度に設置されまして、今回で第7次となります。第6次から引き続き委員をお願いしている方々に加えまして、今回新たに5名の方々に委員をお願いいたしました。委員の皆様にはこれまで各分野で取り組んでこられたご経験を生かして、多角的な視点からのご意見、ご提案をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本県では、平成18年の教育基本法の改正を受けまして、県政の総合計画である宮城の将来ビジョンとの一体性に配慮しながら、教育の振興に関する施策の体系的な推進を図るため、本年3月に宮城県教育振興基本計画を策定いたしました。この計画は計画期間を10年と定め、本県教育の目指す姿を明らかにするとともに、それに向けて講ずべき施策の方向性を示す計画として策定をいたしました。この計画の中には、当然ながら生涯学習の推進についても盛り込まれております。

生涯学習の振興につきましては、現在第3次生涯学習振興計画に基づき施策を推進しておりますが、現行の計画が今年度終期を迎える中で、今後の生涯学習施策の進行管理のあり方について、委員の皆様からご議論を頂戴しながら検討してまいりたいと考えております。

また、本日の審議会におきましては、子どもの読書活動に関する最近の状況もご報告させていただきます。子どもの読書活動を高めるためには、親の読書や家庭での読書が不可欠でありますことから、親の読書あるいは社会全体の読書活動の推進につきましても今後の審議会において皆様からご意見等をいただきたいと考えております。

生涯学習のさらなる振興に向けて、委員の皆様の忌憚のないご議論をお願い申し上げます。簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

3. 委嘱状交付

○大泉総括 それでは、審議に入ります前に、委嘱状をお渡しいたします。

赤間委員より各名簿順にお渡しします。教育長が席の方に参りますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

4. 委員紹介

○大泉総括 本日の審議会は、第7次委員の皆様による第1回目の審議会でございますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介は、お手元にお配りしております名簿順にさせていただきます。

(委員紹介)

○大泉総括 なお、本日、浅野委員と鈴木委員はご欠席でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきます。

(事務局紹介)

なお、小林教育長でございますが、所用がございますので、大変申し訳ございませんがここで退席をさせていただきます。

本日は、浅野委員と鈴木委員が欠席されておりますが、委員の半数以上である8名のご出席をいただいておりますことから、生涯学習審議会条例第6条第2項の開催要件でございます委員の半数以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の配付資料について確認をさせていただきます。資料については1から7までございます。

資料1は別冊で「第2次みやぎ子ども読書活動推進計画」でございます。

資料2は「平成22年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果」で、16ページございます。

資料3は「子ども読書活動推進のための事業実施状況」で、17ページ、18ページとなっております。

資料4につきましては、4の1から4の4までございます。資料4の1は「(仮称)生涯学習振興施策推進プランへの掲載事業について」で、7ページまでございます。

資料4の2は、「(仮称)生涯学習振興施策振興プランの策定に当たって」で、2ページでございます。

資料4の3は「(仮称)生涯学習振興施策振興プラン構成案」で、4ページまでございます。

資料の4の4は「(仮称)生涯学習振興施策振興プラン構成事業一覧」で、7ページまでございます。

資料の5は「第3次宮城県生涯学習振興計画」で、59ページまでございます。

資料の6が「宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン」というものでございます。

資料の7は別冊で「宮城県の生涯学習」と表示されていると思います。

参考資料として「審議会条例」を添付しております。

本審議会につきましては、情報公開条例第19条に基づき原則公開としております。公開することにより公正かつ円滑な運営に支障を来す事実も認められませんので、公開により審議を進めさせていただきます。

なお、発言の際には挙手の上、議長の指名後にご発言くださいますようお願いいたします。

5、会長及び副会長の選任について

○大泉総括 それでは、次第の5、会長及び副会長の選任に移ります。

会長及び副会長の選任につきましては、生涯学習審議会条例第5条におきまして委員の互選によって定めるとされておりますが、委員の皆様、ご提案はございますか。

○兼平委員 事務局に一任したいと思います。

○大泉総括 ただいま兼平委員の方から事務局に一任しますとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○委員 (拍手)

○大泉総括 ご異議がないようですので、事務局案といたしまして、会長には梨本委員、副会長には石井山委員にお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○委員 (拍手)

○大泉総括 ありがとうございます。

ご異議がないということで、課長には梨本委員、副会長には石井山委員にお願いしたいと思います。

それでは、お手数でございますが、梨本委員並びに石井山委員につきましては会長、副会長席にご移動いただければと思います。

(梨本委員、石井山委員、着席)

○大泉総括 それでは、梨本会長と石井山副会長から一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。お願いいたします。

○梨本会長 改めまして、梨本でございます。

このような役が務まるかどうか非常に心もとなく思いますけれども、全部会長にお任せということではなく、むしろ頼りない会長に任せていただけないということで委員の皆様が積極的にご発言していただくことができれば、こういう頼りない会長の意味もあるのかなと思っております。ここにいらっしゃる委員の皆様は、それぞれの現場でご活躍の方ばかりですから、そのような立場から積極的に、この会を支えるのはご自分なんだということで関わっていただければ、ありがたいなと思っております。

県が実施する事業、生涯学習関連の施策というのはいろいろなものがあるわけでございます。国レベルですと、例えば事業仕分けみたいなものも最近話題になっているところですが、この審議会に別にそういった仕分けが期待されているわけではないと思っております。でも、考え方としては共通のところもあるように思っております。つまり、行政の施策を役所の中の論理だけで決めるのではなくて、多様な市民の考え方、意見を生かしていただくというところに、この審議会の存在意義、価値があるのかなと思っております。ただし、それは事務局と委員とが対決するというのではなく、むしろ、いい意味での緊張感を持って協力しながら進めていくことが重要だと思っております。事務局の方からは行政の内部でこんなことが課題になっているということを審議会の中で提案や情報提供をしていただき、そして委員の方が率直にご意見申し上げるという形で進んでいくものと思っております。

生涯学習というのは幅広いさまざまな活動を扱うことになるわけですね。行政の事業も数多く、また、そこに参加して学んでおられる県民の方々もたくさんいらっしゃる。量の面では、かなり大きな規模になっているかと思えます。ただ、今求められているのは、量だけではなくて質であると思えます。つまり、学習したことを活用しながら県民の方々がさまざまな地域での課題、個人的な課題をどう解決しておられるのか、そしてそのことが、地域あるいは社会をどのように元気な活力あるものにしていくのかということに学習活動というものは関わっていかねばいけないと思っておりますので、そのことに、この審議会が少しでもつながるようなものであって欲しいと個人的には思っているところでございます。

石井山先生と一緒に努めていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

○石井山副会長 東北大学の石井山と申します。

僕はこの審議会自体が初めてでありながら、副会長という形で大きな役割を期待していただいて非常に恐縮しているところです。初めてだということもありますので、そもそも僕は何者なのかということを中心に自己紹介させていただきます。生まれは広島でございます。20年ほど広島に住んでおりました。それから大学以降が福岡、九州におりまして、十数年福岡で過ごし、その後静岡に6年、そして今仙台にやってきました6年目という、東へ、北へという形で動いておりました、ただ、これから先は余り動きたくないなというように思っているところです。その間、一体何をしてきたかという、僕の専門は社会教育行政ですが、住んでいたのが福岡市とか、隣には北九州市とか、生まれたのが広島ということがありましたので、比較的大都市部で社会教育行政が一体どういう形で変遷してきているのかということを見ていました。

生涯学習という言葉が30年ほど前からやや使われ始めてきているわけですが、そういう状況の中で社会教育行政のデザインというのは大きく変わってきていまして、例えば教育行政でなくてもいいのではないかという動きや地域の力を高めるためには委託した方がいいのではないかと、大都市部でどんどん試されるということが往々にしてあったんですね。僕はそれに対してどういう姿勢であったかという、基本的には、良くなるんだったらそれでいいんじゃないのかというような、そういう考え方だったんですが、数年かけて状況を見ていくなかなかそれが良くなっていないというケースが非常に多いということで悩ましく思いながら、どうすれば実がとれるのかと、そういう政策の可能性と限界ということについて20年ぐらい考えてきております。そして、そういう政策が今、実は大都市部ではなくて農村部でもどんどん財政の悪化ということを背景に広がってきているということで、答えは出ないまま悩みは大きくなるけれども、その分、丁寧に考えていかないといけないと思っている立場です。

つまり、比較的、国内的には広がりを持って考えることができるようにはなっているかなと思うんですけども、仙台自体、宮城自体についての情報は、まだまだ余りたくさん持っていないということもあります。そういう立場の人間が前に座らせていただいているものですから、ぜひとも地元の情報と言いますか、実際の宮城の情報については皆さん方からたくさん知恵をいただかないといけないという状況でもありますので、ぜひそういうところでお知恵をいただきたいなというように思っています。

これからしばらくお世話になります。よろしく願いいたします。

○大泉総括 どうもありがとうございました。

それでは引き続き会議を進行させていただきますが、生涯学習審議会条例第6条第1項に会長が会議の議長となるとされておりますので、この後の進行は梨本会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

6. 報告

(1) 平成22年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果について

(2) 子ども読書活動推進のための事業実施状況について

○梨本会長 それでは、次第に従いまして審議会を進行してまいります。

次は6報告の、(1)平成22年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果について、(2)子ども読書活動推進のための事業実施状況についてということで、二つ関連しておりますので、一括して事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局 それでは「みやぎ子ども読書活動推進計画」につきましてご説明いたします。

資料は、1から3までで、配布されております黄色い冊子を使います。こちらの11ページの方をご覧くださいと思います。

県では平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されたことを契機に、宮城県における子どもの読書活動の推進に関する方策と具体的な取り組みをまとめた「みやぎ子ども読書活動推進計画」を平成16年3月に策定しまして、現在は平成21年に策定された「第2次みやぎ子ども読書活動推進計画」に基づいて読書活動の推進に取り組んでいるところです。

この計画は、すべての子どもが本を読みたいと思った時に、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境の整備を推進し、心豊かでたくましく生きるみやぎの子どもの育成を目標としています。計画の体系図は、目標の達成に向けて下の方から順次上に見ていくというような構成になっておりますが、この計画の中では、一番下の家庭、地域、学校、公立図書館、行政をその子ども読書活動推進の担い手として、読書機会の提供と充実、読書環境の整備充実、読書活動の理解の促進、家庭、地域、学校と公立図書館・行政との連携の強化に努めていくことを基本的方策としています。そして、子ども読書活動に関係する方々のご意見を得ながら具体的な取り組みに結びつけていくための推進体制の整備としまして「みやぎ子ども読書活動推進に関する意見交換会」というものも設置しております。こちらのご意見をいただきながら、家庭及び地域、学校、公立図書館のそれぞれにおいて読書活動を推進していくこととしております。

また、計画の推進状況を把握するための指標としまして、一つ目は、ある1カ月の間に本を全く読まない児童生徒の割合、いわゆる不読率と呼んでいるものですが、その不読率。二つ目は、同じ1カ月の間に読んだ雑誌などを除いた本の平均読書冊数。三つ目が、県内の公立図書館において年間に本が何冊借りられたかという個人貸出数。四つ目は、県内に35ある市町村の何割が独自の子ども読書活動推進計画を策定しているかという計画策定率。以上四つの数値目標を掲げて、これらを指標として計画の推進状況を把握していくこととしております。

本日は皆様へ報告する「平成22年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果」につきましては、四つの数値目標のうち不読率と1カ月間の平均読書冊数を把握するために実施したものです。

資料2をご覧ください。

調査につきましては、小中高校の校種ごとに無作為抽出しました学校を対象に、5月中の読書状況についてアンケート形式で実施し、対象99校のうち回収率97%の96校から回答をいただいております。4番目に調査項目を載せておりますが、児童生徒だけでなくその保護者も対象とした項目も設定しており、読書の好き嫌いや児童生徒とその保護者の不読率、1カ月間の平均読書冊数、1カ月間に本を読まなかった理由、そして本を読む理由のほか、質問9のように保護者に対しての質問では、子どもが読書をするようなきっかけづくりの有無など11項目について回答いただくこととしております。

調査結果につきましては、2ページ以降になります。本県の小学生の平均読書冊数は、2ページ目をご覧くださいますが、今年の調査結果、こちらは7.6冊と前年より0.5冊の減少、不読率は9.6%で、昨年よりも1.7%の上昇ということになっております。全国値では平均読書冊数は10冊ということで、1.4冊の増と増えていまして、不読率の方は6.2%ということで、こちらは全国の方ですと平均読書冊数も上がりながら不読率もプラス0.8%ということで若干上がっている形になっております。

2ページ目の下の方、中学生の部分でございますが、こちらの平均読書冊数は2.9冊と昨年度よりも1冊減少しております。不読率につきましては20.4%で、こちらは小学生と同様に若干上がっております。全国値では、平均読書冊数は前年比で0.5冊増加の4.2冊。不読率につきましては、前年比で0.5%の減少で12.7%ということになっています。

3ページ目でございますが、高校生につきましては、平均読書冊数は1.7冊で前年よりも0.1冊減少、不読率は45.8%で1.7%上昇しております。全国値の方は、平均読書冊数は前年比で

0.2冊の増加、不読率は2.7%の低下ということになっています。

これを見ますと、県内における平均読書冊数は、大きな数値の変化ではありませんが、小中高いずれも全年度より減少し、不読率は若干でございますが上昇、全国値と比較しましても平均読書冊数は下回っており、不読率は上回っているという状況です。

また、これらの関連の質問としまして、7ページのところで、1カ月に本を1冊も読まなかった理由についての結果を示しております。こちらをご覧くださいますと、約6割の大人が読みたかったが読めなかったと答えているのに対しまして、小中高校生は読みたいと思わなかったという回答がそれぞれ5割以上を占めています。その小中高生が読みたいと思わなかった理由につきましては、9ページになります。こちらをご覧くださいますと、小学生と中学生は漫画や雑誌の方が面白いから、高校生は読まなくてもいいと思ったからという回答が最も多くなっております。

本を読む理由につきましては、アンケートの中で確認をしております。12ページの児童生徒に対する調査結果でございますが、小中高とも朝の一斉読書や夏休みの課題図書など学校で本を読む時間があつたからという回答が最も多く、2番目に多い理由は、「小学生が知らないことがわかるから」というのが23.2%。中高生では「テレビや映画を見て原作を読んでもみようと思ったから」、また「話題の本があつたから」というような回答が多くなっています。

なお、保護者に対する「子どもが読書をするようなきっかけづくりをしていますか」という質問についてですが、14ページをご覧くださいますと、小学生の保護者では「こちらの方で何らかの働きかけをしている」というのが小中高合計で76.7%ということで、「特にしていない」という回答より圧倒的に多くなっております。15ページになりますが、そのきっかけづくりの理由では、小学校の保護者では「本を読んで聞かせる」または「読んで聞かせたことがある」ということ。中高校生の保護者では「自分の読んだ本やためになる本などを子どもに薦める」という回答が多くなっています。

先ほど教育長からのあいさつに、子どもの読書には親の読書が密接に関連する、影響が強いというような部分がありましたが、子どもが読書をするようなきっかけづくりにつきましてはこのような結果が出ております。

全体的にこのアンケート調査の結果を総括しますと、平成20年の数値というのが平均読書冊数とか不読率、若干県内でも良くなっているところはございますけれども、全体を見ますと数値的には横ばい状態に見られると思います。ただ、横ばいだからいいというのではな

く、やはり今年は前年よりも平均読書冊数が少なくなって不読率も上昇しているというところもございますので、一層の読書活動の促進が必要であると考えております。あくまでも本調査は特定の1カ月間の読書活動の傾向を調査したものでございますし、調査対象校を抽出しているわけですので、この結果が全てというわけではないのですが、読書に係る現状の把握と子どもの読書活動に対してどのように働きかけていくかという課題の目安としてご覧いただければと思います。

なお、調査結果につきましては後日、生涯学習課ホームページで公表することとしております。

以上が平成22年度子どもの読書活動アンケート調査結果の報告ということですので。

続きまして、これまで県が実施してまいりました子ども読書活動推進のための事業実施状況を続けてご説明させていただきます。

資料の17ページをご覧ください。

先ほど申し上げました、「みやぎ子ども読書活動推進計画」の策定後、平成16年度から平成18年度にかけて県内全域において読書活動推進に関する研修大会を開催し、学校、地域、家庭、公立図書館等の関係者への意識啓発を行ってまいりました。平成19年度からは、子どもの読書活動の担い手の育成を図るため、「読み聞かせボランティア養成講座」を展開してまいりました。18ページになりますが、今年度は大崎市や蔵王町など四つの市町において実施し、既に終了しております。合計12市町で約420人が講座を終了しているということになります。また、平成21年度には「ブックトーク講座」を開催しております。ブックトークとは、ある特定のテーマに沿って複数の本を順序立てて紹介し、本の面白さを紹介することで、聞き手に読みたいという意欲を喚起させる手法のことで、今年も12月17日に県の図書館において実施することとしております。

また、17ページ、18ページの右側に計画策定状況等がございますが、こちらは、県内の市町村での読書活動の計画が策定されている状況について掲載しているものです。現在までに策定した市町村数は、17になっておりまして、県内の約5割の市町村が計画を策定済みという状況です。今年度さらに二つの市で計画を策定する予定という話でございます。今後も子ども読書活動が着実に前進するように事業展開を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○梨本会長 ありがとうございました。

今、資料1から3に基づいてご説明がありました。特にこのアンケート調査は小学生から

大人まで多岐にわたる質問で、さまざまな論点が出ているわけですがけれども、委員の皆様からご質問、あるいはこの読書に関わるご意見などを賜ればと思います。何かございますか。いかがでしょうか。

なければ私の方から、質問をよろしいでしょうか。

資料1の推進計画に基づいて11ページの説明がありましたが、この体系図にある「みやぎ子ども読書活動推進に関する意見交換会」の活動状況等、どういった方がご参加されてどんな内容のお話が出てきているのか、その辺をご説明いただければと思います。

○事務局 毎年、年2回ほどやっており、メンバーは小中高校の学校で図書に関わっている方々、公立図書館の方、行政の方、または家庭文庫とか実際に自宅を読書の場として開放しているような方々、県内にいらっしゃる方から委員にご就任していただいております。内容としては、現在の読書活動の状況とか、委員の方々が所属するような所でどういうことをやっているとか、そういった意見交換をざっくばらんにする場として設定しております、今年、11月5日に第1回目を開催したところでございます。構成員が8人で、意見をいただきながら、現状の把握等を行うような形で開催をしております。

○赤間委員 すみません、退席にあたり一言だけ意見を述べさせていただきます。

資料を見ましたら、「好き」または「どちらかといえば好き」という人たちが子供も大人も8割いるんですね。これはとても良いことだと思いました。だんだん年齢とともに時間がなくなって読む機会が少なくなりますから、学校とか家庭も含めて、本が好きな子どもたちの環境づくりをもっと積極的にしたらいいのではないかと思います。

○梨本会長 ありがとうございます。

読書に対して好きだ、興味があるという意見がある一方で、読みたいと思わないという意見もあって、その中で特に高校生、大人は読まなくてもいいと思ったという意見があり、なぜ読まなくていいと思ったのかということも詳しく知りたいと思います。ただ、この調査では、あくまでも全体の概況を把握するということだと思いますので、この辺りの議論をどのようにこれからの取り組みに生かしていくのかということについて、もう少し検討が必要なのかなと思っております。

他にご質問やご意見などがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

兼平委員、お願いします。

○兼平委員 私はいつも孫のことにに関して発言することが多いのですが、中学1年生の男の孫ですがけれども、「学校であなた本を読まないの」と聞きますと、「学校の図書館に読みたい

本がない」と言うんです。「読みたい本がなければ図書館があるでしょう」と言うと、図書館に行って読みたい本を探しても、貸し出し中で1カ月待ちというのが結構あるようですね。皆さん読みたい本が同じような感じを受けました。だから、図書館によって同じ本を五、六冊用意はしているんでしょうけれども、読みたいときに読みたい本がないというのが孫のところでは生じているところです。私、学校の図書館でどういう本があるのかなと一度だけでもいいから見てみたいなと思ったこともあるんですけども、なかなか学校の中には一般の保護者でもないので入ってもいけないのかなとちょっと躊躇しております。

○梨本会長 ありがとうございます。

やはり環境を整えるということが子どもが読みたいという気持ちを行動に移すということに影響を与えるのかなと思います。他にご意見がありましたらよろしくお願いします。

○笠松委員 吉岡小学校、笠松です。

まず今の兼平委員さんのお話で、小学校になかなか入りにくいということですが、先ほどお話にもありましたように、読み聞かせボランティアが今学校にはたくさん来ていただいている状況と、地域の読み聞かせボランティアとの連携もかなり密接に行われていて、外部の方がたくさん学校に入ってきております。また、そういうのを見学したいという方にも、私の学校ではどうぞご覧になってくださいと、言っております。

それからちょっと話が変わりますが、9ページの読みたいと思わなかった理由の中に「漫画や雑誌の方が面白い」というのが、小中学生のパーセントでは一番大きいんですけども、特に小学生ではゲームの方が楽しいから、テレビの方が楽しいからということもパーセントが高いなと思っています。テレビやゲームの時間がとても多いのが、実は宿題をやってこない、本を読まない、寝不足というのとすべてに関連しているので、学校では子どもたちの基本的な生活習慣ということを保護者に呼びかけて改善を図っているところです。それとあわせて、家庭の中で親子が一緒に本を読む時間を増やすというような呼びかけも大切なのかなと思います。そういう意味でも、学校でもできるところはやっていますが、何らかの方策で、やはり大人の方にも本は楽しい、本はたくさん読みたいというのをもっともっと具体的にできるようなになればいいのかなということを、感じました。

○梨本会長 ありがとうございます。

では五十嵐委員、よろしく申し上げます。

○五十嵐委員 質問ですが、このように多角的なアンケートをグラフにさせていただいて大変だったと思いますけれども、同じような調査を他県で同時にやっておられるのでしょうか。と

言いますのは、例えば他県との比較によって問題の所在が地域性というところにどのくらいあるのか、または別方面の視点を持った調査などを参考にすることによって、こういった問題が子どもたちをとり囲む時代状況から生まれているのか、それとも家庭の教育力の低下だとかそういった問題から出てくるのか、また別の問題から出てくるのか、それに対して改善する施策として学校などの教育の現場ではどういった方向で役割を担えるのか、また家庭ではどういう役割を担い、または家庭に対してどういう支援ができるのか、社会全体としてどういった認識が必要なのかというような、問題の所在をもうちょっと、比較することによって明らかにできるのではないかと思います。このようにいろいろ調査をしていただいたので、それを生かしていただくためにもそういった比較ができるとうよろしいのではないかなと思いました。

○梨本会長 事務局の方からお願いいたします。

○事務局 まず他県の調査をしているかどうかという話ですが、すみません、その部分まではちょっと詳細を確認はしておりませんでした、恐らく同じ行政としてはやっているのではないかなと思います。その辺の部分については、私自身も他県でやっているという話は確認しておりませんので、その辺については確認してみたいと思います。

あと学校内での取り組みとか改善というか、実際にただ単に本を読めという話だけではないので、学校での読書の現状といいますか、こちらの方で分かる範囲の話にはなってしまうんですけども、例えば今皆さんのお手元に配付されている資料、黄色い冊子の58ページをお開きください。こちらは学校図書館の状況ということですが、宮城県の司書教諭の配置ということが書いてあります。司書教諭は、学校図書館のために置かれる教員のことで、学校図書館法の第5条に学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるために司書教諭を置かなければならないという義務がございます。ただ、司書教諭の性格は学校図書の部分の専門的に行うわけではなくて、通常の先生が司書教諭の役割も兼ねるという形になりますので、なかなか専属的に図書の関係だけの業務を行うというのは難しいところではありますけれども、ただこれが、こちらに記載していますとおり平成15年度から、12学級以上の小中高等学校の全校に配置することになっているということがございます。ここに掲載しているのは平成21年の1月1日現在ということですが、22年の1月1日現在では全校数が、学校統合等いろいろありまして22年の1月1日現在では全校数785校に対して配置対象校が369校になっています。実際にそれに対して配置校数が396ということで、配置対象校を上回る形で配置がなされているというような結果も出ております。こ

ういった形で各学校の中では12学級以上の比較的大きな学校にはなっていますが、そこは基本的に全校に配置。ただ、それ以外にも司書教諭の配置が進められているというようなどころがございます。それ以外でも、ページの下の部分ですが、こちらは学校図書館担当事務職員と学校司書ということで、これは図書館担当の事務職員になるわけですが、こういった方々もそれぞれ配置がなされているという状況があります。

またそれ以外に朝の読書ですが、先ほどアンケート調査結果の話をしたときにも、その朝の読書活動などで一斉に読書をする、そういうところで本に触れる機会があるというような部分をお話ししましたけれども、こちらも各学校の方で非常に熱心に取り組んでいるというように話を聞いております。朝の10分から15分ぐらいの間で、授業の始まる前に多くの学校で取り組んでいるということですが、純粹に本を読むというだけを目的としているわけでもなくて、もちろん本を読むというのは大きな目的ではありますが、朝読書からのそのスタートで心を落ち着かせるというような観点からも朝読書に取り組んでいる学校も相当数出ているというふうな情報をいただいております。

○西條課長 若干つけ加えさせていただきます。先ほど他県の状況、読書の状況についての質問がありましたが、本日お示しした中ではその読書活動の推移だとか不読率につきましては全国との対比も3ページとか2ページにはありまして、抽出ということではありますけれども、比較的全国と同じような形で調査をさせていただいております。それ以外の全国の調査は、例えば、学力状況調査の中で意識調査というのがあります。生活習慣がどうなっているか、家庭学習の時間をどのくらいとっているかという形で、これは全国とも対比できるような形で実施しているのがあります。記憶に基づいての話で申し訳ないのですが、宮城県の場合はたしか自主学習についてもまだ全国に比べれば時間数的には決して引けをとらない形でやっているというふうに受け止めております。全般的に、読書全体についてどうかと申し上げれば、例えばNHKなんかで5年ごとにやっている調査を見ると、情報は新聞とか本ということじゃなくてテレビ、パソコンといういわゆる活字離れが全国的にもはっきりしておりますし、多分それは宮城県内も同じ状況だろうとは思われます。またその原因は何かと申し上げれば、やはり今日のお示しした中にも伺えますが、なかなか時間がないこと。これは大人も、それから子どもも含めてなんです、時間がない。それからもっと別な情報をとる手段があるからということが全般的には言えるのかなと思っております。

それともう一つ、今日はお示ししておりませんが、宮城県図書館の本の貸出数につきましても、かつては年間100万冊を超えたような時期もあったんですが、昨年の21年度の実

績ですと90万冊という形で、年々これは下降傾向にあるということははっきり伺えるのかなと思っております。これが、先ほど来申し上げているような同じような理由、背景があるんだらうなどは思っておりますが、こういう現状に対して、どういう対応をしていくかというところではなかなか有効な手段というものがなくて、先ほど来申し上げているような子どもたちへの読み聞かせボランティアの育成だとか、あるいはブックトーク等々、それから機会を捉えたいろいろな、特に今年の場合は国民読書年ということもあって図書館で特別展を開催したりという対応になっているというのが現状かなと思っております。

○梨本会長 ありがとうございます。

そうですね、読書といっても紙媒体の本だということだけではなくて、メディアが多様化してきて、電子書籍みたいなものもあるわけですし、あるいはインターネットから必要な情報をとってということもありますし、この読書調査の中でそういった状況をどう考えるかということは、これまでの審議会の中でも議論になっていたかと思います。

さまざまな論点があるわけですが、ここまで出てきたような内容を踏まえて、この結果をどう次の取り組みに生かしていくのかということについて、これは県がというよりはもしかしたら市町村あるいは各学校なり各現場がということかもしれませんし、そのあたりのことについてこれから見守っていくということでしょうか。

この件についてはそろそろ区切りをつけたいと思いますが、最後にどうしてもご意見をという委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今出していただいたようなご意見を踏まえて、今後の子ども読書活動の推進に反映していただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

7. 議題

(仮称)「宮城県生涯学習振興施策推進プラン」について

○梨本会長 それでは、7議題に入ります。

事務局の方からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 資料4の方をご覧ください。

資料4には、右上の方に資料4の1から4の3まで掲載されておりますが、まず初めに資料4の1と4の2、両方をご覧くださいながら、説明をさせていただきます。

こちら、資料4の2の方は図でございますが、流れとしては4の1の生涯学習の推進に係

るこれまでの流れというところとリンクしているところがございます。生涯学習の振興につきましては、県では長期的視点に立って県みずから行う生涯学習推進のための基本的政策目標や事業目標を示した宮城県生涯学習基本構想を平成4年に策定し、いきいきとした健康生活を送る、創造性を豊かにする、地域文化を創造していく、快適な生活環境を共につくるという四つの生涯学習推進の柱を掲げてまいりました。その後、この基本構想の具現化を図るために施策を体系的・総合的にまとめましたアクションプランとして、平成8年に宮城県生涯学習振興計画を策定しております。それ以後現在まで3期にわたり、見直しを行いながら生涯学習諸施策を推進してきたというのが流れでございます。

現行の第3次宮城県生涯学習振興計画が平成18年3月に策定されております。策定された後の流れでございますが、県では県政運営の基本方針を定めた宮城の将来ビジョンを平成19年3月に策定しております。この中には、生涯学習基本構想が示す県民の主体的な取り組みの支援、学習成果の評価と活用という生涯学習の理念が反映されているところです。この将来ビジョンの実現に向けて重点的に実施すべき具体的取り組みとして策定されております行動計画の中では、33の施策の一つとして生涯学習社会の確立とスポーツ、文化・芸術の振興が掲げられています。また、平成22年3月には、宮城の将来ビジョンとの一体性に配慮しながら、教育行政の総合計画として宮城県教育振興基本計画というものが策定されております。この中では、基本構想の理念を踏まえつつ、個人や社会のニーズに応じた学習機会を充実し、その成果を地域に還元できるように支援することとしています。さらに、基本計画の第1期アクションプラン、こちらは皆様のお手元にもアクションプランをお配りさせていただいておりますが、そちらにおいても重点的取り組みとして位置づけ、推進していくこととしております。

こういった中で、現行の第3次計画の終期が平成22年度になっていることを受けまして、今年3月に開催した審議会におきましては次期計画として第4次振興計画を策定することを検討してはいたしましたが、基本構想の理念を反映した形で宮城の将来ビジョンや宮城県教育振興基本計画が策定されていることを考慮しまして、第4次計画に代わるものとして基本計画第1期アクションプランと整合性を保ちながら生涯学習関連施策を体系的に取りまとめたものとして、括弧書きで仮称と書いておりますけれども、「(仮称)生涯学習振興施策推進プラン」を作成することを8月に開催しましたこの審議会でも事務局から提案をさせていただき、了解を得たところです。また、推進プランに掲載する事業につきましては基本計画のアクションプランに掲載している基本方向5と6、これらが基本的には生涯学習関連施策がまとめ

られているところですが、その二つの基本方向に掲げられている事業を基本としながら、それら以外の生涯学習に関連する事業に取り入れることをベースとしまして構成していくことを説明させていただいたというところがございます。

ここまでが前回8月までの審議会での内容でございます。

ここから推進プランに掲載する事業について説明をさせていただきます。

8月までの審議会の流れを受けまして、ではどういった事業を推進プランに掲載していくかということを検討してまいりました。事務局案としまして、掲載する事業の一つ目については基本計画アクションプランに掲載されていない第3次計画掲載事業。二つ目は、基本計画の基本方向の1から4に掲載されている、要は基本方向5と6が基本的には生涯学習関連施策をまとめている部分という考えからすれば、その基本方向5及び6以外の部分で第3次計画に掲載されていた事業がもちろん基本計画の中にありますので、そちらの事業についてどのように取り扱うかということの判断。三つ目としましては、基本計画アクションプランの掲載事業ではあるものの第3次計画に掲載されていない事業のうち、生涯学習関連施策に含める必要がある事業がないかどうかということ。こちらの3点により掲載事業を検討しようと考えたところです。資料4の1の2ページ目の部分になります。

まず基本計画アクションプランに掲載されていない第3次計画の掲載事業の取り扱いについて、例えばどういったものがあつたかといいますと、資料5の「第3次の宮城県生涯学習振興計画」の16ページ。第3次計画も基本構想の理念を含みまして第1項から第4項までという四つの構成がありますが、例えば第1項のいきいきとした健康生活を送るの項では、例えば一番最初に書いているような感染症に関する知識の普及や情報収集を行う内容の感染症の対策事業とか、20ページ上から2番目の総合リハビリテーション支援体制の整備や支援センターによる技術支援の実施事業である総合リハビリテーション体制整備事業。第2項では、29ページの一番上にあります地域情報化セミナーというのがございますが、これは現在名称が情報化人づくり事業というものになっておりますけれども、市町村情報化職員を対象にして国の地域情報化施策の取り組みや先進事例の紹介を行う内容のこういった事業があつたり、または第3項の新たな文化を創造するでは、34ページの一番上にございますが、国際交流関係構築のための技術研修員の受入事業。第4項の快適な生活環境をともにつくるでは、わかりやすいものとして今例を挙げておりますが、41ページの一番下、9.1総合防災訓練事業、こういった事業が、それぞれ第3次計画には載っていたものの基本計画のアクションプランの方には載らなかったものというのがこういったものがあつたりします。こ

ういったものを見ますと、生涯学習というよりは、どちらかという専門分野の方で特定の目的達成のために取り組んでいくような事業という、そういった性質のものであることが伺えます。これらは全部で56事業ほどございましたが、そういった点から検討しまして、この資料4の1の2ページ目の3、推進プランに掲載する事業の(1)の①、この検討のポイントに記載した①の部分につきましては、今お話ししました内容から生涯学習関連施策として広くとらえる必要性は薄いと判断しました。ただ、こういった中で、これまでその第3次計画ではもちろん教育部門だけではなくて知事部局の方もかなり事業が入っていたというところがありますので、その五十何事業を削除した際に、知事部局の事業がまるきり入らなくなるんじゃないかというような点も考えてはみたのですが、それにつきましては実は資料4の1の5ページ目に教育基本振興計画の第1期アクションプラン事業数ということで、その全事業の教育庁の事業と教育庁以外の事業ということで割り振りをしております。そういった中で各担当課というところを書いておりますけれども、ここに書いているのは教育部門以外、教育庁以外の知事部局等の課でこういったところの施策、事業がこのアクションプランに掲載をされているかというようなことを書いたものです。その担当課の左側の方に教育庁以外ということでこちらを改めて事業数を書いておまして、アクションプラン全体292事業のうち大半は教育庁211事業ということになりますが、それ以外につきましては教育庁以外でもやはり81事業ございますということで、決して教育庁以外の部分を排除しているわけではないというところがございます。少なくとも基本計画アクションプランは、そういった子育て支援とか青少年の健全育成とか、それ以外もございますが、知事部局等の所管事業も網羅して構成されております。このことを考えれば、生涯学習関連施策についても特段の見落としというか、知事部局側の事業の見落としがあるわけではないという判断をいたしました。

次に、資料の2ページ目の方に戻っていただきたいと思いますが、こちらの②基本計画の基本方向1から4に掲載されている第3次計画掲載事業の取り扱いについての検討結果ですが、(2)の口のところに検討結果を記載しております。該当事業としましては全部で17事業ございました。資料4の1の6ページになります。例えばこちらをご覧くださいますと、上から二つ目、宮城県版キャリアセミナーコーディネート事業とか、あとは特別支援教育システム整備事業、子ども農業体験学習推進事業とか市町村子ども読書活動支援事業など全部で17事業、こういったものがアクションプランの方にも掲載されております。これらにつきましては、第3次振興計画に掲載されていた事業でございます。そういったところを考慮す

るとともにこれらの、右側に事業内容を記載しておりますけれども、こういった事業内容から判断をしまして推進プランの事業には含めても問題ないのではないかと考えました。また、基本計画アクションプランに掲載されている事業で第3次振興計画に掲載されていなかった事業の取り扱いについてどうかというところですが、推進プランへの掲載事業を考える際に、やはり生涯学習関連施策というのを考える際に、この2ページ目の下の方に書いてある表でございますが、生涯学習振興施策推進プランに掲載する事業の区分・分類、これを念頭に入れて事業の仕分けと申しますか、そういった分類というか、掲載事業の判断というものの作業を行ってみました。その結果ですが、7ページをご覧ください。こちらに書いている7事業、基本的生活習慣定着促進事業から図書館関係とか東北歴史博物館の教育普及事業等々、全部で7事業が新たに生涯学習関連事業として含めることが可能ではないかと判断をしたところではあります。

資料2の一番下にまとめということで書いておりますが、それらをすべて勘案しまして、今回作ろうとしている推進プランの事業につきましては基本計画のアクションプランに掲載されている事業により構成しても差し支えないだろうと。またその内訳については3ページの方ですが、3ページの上の方の表にありますこういった区分で掲載される139の事業、このくらいの事業によって構成されると、構成してはどうかと考えた次第です。その139事業について掲載の判断の際に指針としました区分と分類に分けるとどうなるかということにつきましてはこの3ページ目の資料の真ん中から下の部分、推進プランの構成事業の表の方にそれぞれ事業数を当て込んでみました。第1項から第4項についての書き方は、第3次の計画の骨組み、第1項から第4項まで、名称は一緒でございますが、それぞれ各校の中で学校教育、社会教育、その他の区分でそれぞれさらに小中高とか成人高齢者、家庭教育、教育的環境等々そういった分類でどのように分けられるかということをごちらの方の図にしてみましたところ、このような状況になりました。区分の方はあくまでもこれがそのまま学校教育、社会教育という名称でいいかということもございましてけれども、学校教育を支援するような生涯学習の施策とか、社会教育部分に関連する生涯学習施策というような見方で区分の方をとらえていただければと思います。また、区分のところのその他ですが、うまい名称がちょっと見つかりませんで、現在その多という名称で仮置きをさせていただきました。全体で139事業ということでの構成でいかがかということでございます。

また、4ページ目には参考としまして、現行の第3次計画との掲載事業数の比較をしております。構成が同じですのでそれぞれに掲載される事業数をちょっと比較してみました。

第3次計画からは既に事業としては廃止がされている事業等もございますし、あと実際にアクションプランの事業をもとにして推進プランを構成ができるだろうというふうに見たところがございますので、その辺のアクションプランのまとめ方の部分も考え方も第3次計画とまるきり同じというわけではないものですから、一概にこの差が具体的に説明できるかというとなかなか難しいところがありますが、こういった項目の比較としてはこのような状況。ただ全体としては142事業あったところが139事業ということで、ほぼ事業数的には特段、極端に少なくなったとかそういうようなことはないというところを申し上げます。

これが推進プランに掲載する事業についての話でございますが、前回、審議会の中で掲載事業をどうするかという話だけではなくて、実際に基本計画のアクションプランと今回作ろうとしている推進プラン、こちらの関係がわかる資料が欲しいと、見たいという話がありましたのでそちらを作ってみたのが、資料4の2の裏面になります。A4横の推進プランとアクションプランの関連図というものでございます。

最初に申し上げておきますが、これはあくまでもまだ現段階では、未定稿でございます、ただおおよそこのような形のことを事務局としては考えているんだけど、今後その推進プランの流れだけではなくて基本計画アクションプランの方の進行管理の部分もございまして、これが確定ではないということをご冒頭に申し上げさせていただきます。

ご説明申し上げますと、一番上のAの生涯学習振興施策推進プランの進行管理につきましてはこれまでの第3次計画の進行管理と同様に生涯学習審議会の方で行うというスタンスです。下に書いているB、教育振興基本計画の進行管理というのは、これは実は教育長の教育企画室の方で第1期アクションプランも含めて進行管理を行うような形になっております。企画室の方の部分ですが、第1期アクションプランについては、行政評価委員会でこの事業の評価を行うということをご現状念頭に入れた形で調整をしているというところですが、これはまだ確定ではございません。ですからこの下の部分ももしかしたら変わる可能性があるというところではございますが、現時点で集めた情報に基づいて作成した流れですとこのような形になっているということでございます。先ほど掲載事業について説明しましたけれども、結果的にその139事業が基本計画のアクションプランの事業だけで足りるというふうにごこちらでは先ほどの検討結果から判断をしておりますので、推進プランの掲載事業はすべてこの第1期アクションプランの方の掲載事業のものだということになるわけです。そうしますと、アクションプランと推進プランの掲載される事業というのは、うちの推進プランの掲載事業はアクションプランに含まれるわけですので、そこにつきましては連携というか、必ず

連動する必要があるということになります。ただ、各アクションプランの評価のところには直接私どもの生涯学習審議会の方で意見を出せるのかということ、一つの計画に複数の評価委員会とか審議会で見解を述べるということは、一つの計画に対して重なって行うというのはいかならないというふうにご考へておられますので、そこにつきましてはあくまでも同じアクションプランに含まれている事業について事業の一部を推進プランとしてまとめたものについて管理はするだけけれども、それについてはもし審議会から事業に対する意見等が出た場合は、企画室の方に投げるのではなくて、やはり担当課、関係課室の方に生涯学習課の方から推進プラン掲載事業への意見ということで投げる形になるであろうと考へまして、このような図を構成しております。この辺の流れにつきましても実際の今後のアクションプランの進行管理の方向性、決定によりましては若干変わる可能性がございますが、あくまでも現時点での考へということでお示しさせていただきたいと思ひます。

○梨本会長 ありがとうございます。

難しい話でしたので、もう一度大きな流れだけ確認させていただきたいと思ひます。資料の4の2にこれまでの経緯、流れが書いてありまして、これまで県の方では宮城県生涯学習基本構想に従って生涯学習振興計画というのを5年に1回、5年ごとに作ってきたということです。第1次、第2次、第3次というものを作ってきて、その「第3次生涯学習振興計画」が平成18年度から22年度でちょうど終わりということなので、その順番で行けば「第4次生涯学習振興計画」を作るかどうかということになるわけです。

ただ、取り巻く状況として、「宮城の将来ビジョン」や「宮城県教育振興基本計画」というものが後からできており、それらに合わせて生涯学習振興計画のあり方を変えていこうということです。同じことを2カ所でやってもしょうがないので、今までのあり方を見直し、それで「第4次生涯学習振興計画」は策定しないということについて、これは前期までの間でおおむねご説明があったとおりです。今のご説明では、新しく作るとなっている「生涯学習振興施策推進プラン」の全体の構成をどう考へていくのか、あるいはその推進プランの中にどういった事業を盛り込むのか、どういう分類整理をするのかということについて新たにご説明・ご提案があったと理解しております。この点について、特に新しく委員になられた方がご理解いただけたかどうか、あるいは継続している委員でもどう理解したらいいのか難しいところもあるかと思ひますので、ここから先は委員の皆様から質問など出していただければと思ひます。いかがでしょうか。

では、お願いします。

○松村委員 松村と申します。よろしくお願ひいたします。

説明ありがとうございました。勉強不足なものですみませんが、正直申し上げてよくわからなかったので、今議論すべきことが何が課題で、今この時間内で何を最低限議論しなければいけないかということ全体を把握しておらず大変恐縮ですが、ポイントだけ、どなたかに教えていただけますと大変助かります。よろしくお願ひいたします。

○梨本会長 事務局の方からお願ひします。

○事務局 申し訳ございません、最初に話すべきだったのですが述べておりませんでした。

今回この場で議論をしていただきたいのは、推進プランへの掲載事業についての考え方について、資料4の2の進行管理の部分等について、あとはまだ説明はしておりませんでした。資料4の3にある生涯学習振興施策推進プランの構成案について、この3点について御意見をいただければということでございます。生涯学習振興施策推進プランの構成案については、もう少し私どもの方で内容を練った上で、皆様に意見をいただきたいということで、これはこちらからのご提案ということになります。

○梨本会長 松村委員、よろしいでしょうか。

ともかく、今までとは違う形で生涯学習にかかわる施策全体がどううまくいっているのか、あるいは状況が今どうなっているのかということをご報告いただいたり、それをこの審議会の中で検討するという事です。ただ、動き出したばかりというか検討中の話なので、今までのものと具体的にどう違うのかということがまだよくわからないところがあります。ですから、よくわからないながらも、これからこのような考え方で進めて欲しいなどという要望や提案などが委員の方々からあればそれを出していただくこと、あるいは、今回のご説明に対する質問なども併せていただければと思います。

では櫻中委員、お願ひします。

○櫻中委員 櫻中と申します。

教育部局と知事部局というふうに分かれている弊害があるように思うことがあります。例えば幼児教育については、今、国の政策で幼児教育に関わると、待機児童のことがあるのかどうか、どうしても保育力が強くなってしまふ施策に行こうとしているのではないかなと思います。ただ、それはあくまで知事部局の子育て支援課の話であって、教育部局の方からしてみると、幼稚園教育という幼稚園的な教育がやはり大切なことだと私は思っています。そういうことを精査する中でも担当課室とこのように話し合つて、幼児教育に関してのことを両方やっているとかではなく、やはり生涯学習という大きなくりの中で担当課に話して

いくという考えを私はとてもいいことだと、非常に前進じゃないかなとは考えております。

また、私は生涯学習というのは学校教育と社会教育と家庭教育と、この三つの大きなくくりが生涯学習ということで考えておりました。資料4の1の2ページの区分で「その他」の中に家庭教育支援があります。「その他」ということがいかどうかという話で先ほどご説明がありましたが、ぜひこの学校教育、社会教育、家庭教育ということを含めて考えていかれた方がいいかなと思います。というのは、先ほどにちょっと話は戻りますけれども、図書のことがありました。多分あの中で、前期も申し上げたと思うんですけれども、読む家庭は4冊でも5冊でも読んでいる。読まない家庭はまるでゼロという形だと私は思っております。各家庭で読まなければその子どもたちが読まない。家庭教育でちゃんとすればこんなことを話していることはないので、家庭教育がやはり教育の原点だと思っております。先ほど笠松先生の方からお話があったように、読み聞かせのボランティアをしていくというのは、読まない家庭も放課後を利用して学校にボランティアで行って、本に興味を持ったり聞く耳を育てるということが特に小学校の読み聞かせで大切なことだと思っております。予算もないことで自分の地域は自分たちで作っていくということがこの生涯学習的な考えだと思いますので、ぜひそのボランティアの推進等もあるんですが、すべてにつながることは家庭教育だと思います。その中で、大きく分類の中にはもう少し学校教育、者か教育、家庭教育ということを含めていかれた方が施策としてはよいのではないかなと思います。

○梨本会長 貴重なご意見ありがとうございました。

やはり教育というと昔から学校教育、社会教育、家庭教育と三つ並べてということで議論するようなところもありますし、家庭教育の重要性ということについては、今回の資料にもありますけれども、教育基本法が2006年に改正されたときにも新たに条文をつけ加えた。それだけ家庭教育の重要性が社会的に注目されているということでもありますので、貴重なご意見と思います。

ただ、この資料の中を見ても「その他」の中に家庭教育と並んでスポーツとか文化財とかいろいろなものが入っていて、この辺は恐らく事務局の方も苦労されているところかなと思っているんですけれども。例えばスポーツの振興というのも、ずっと前に社会体育と言っていた時代は、社会教育の方に入っていたという時代もあったわけですが、その後いろいろと変化してきているわけです。「その他」のところがこのままなのか、あるいは家庭教育というやはりもう一つ柱を建てるべきなのか、このあたりは事務局の方でもこれから検討するという事なので、そういったご意見をほかの委員の皆様の方からも出して

ただければよろしいのかなと思っています。

○事務局 生涯学習という区分の場合に、確かに櫻中委員がお話のように学校教育、家庭教育、それから社会教育と、それからそれ以外のさまざまな地域活動といいますか、レクリエーションとか文化と、そういう四つに分ける方法も確かにあるかと思います。それから家庭教育に関しては、実はこれから生涯学習課としても生涯学習の立場からさらに強化していかなくならないと考えておりますので、今のご意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

○梨本会長 他にご意見ありますか。

笠松委員、お願いします。

○笠松委員 4の1の2ページの区分と分類のところ、私もちょっと同じようなことを感じておりました。私はよく保護者にも地域にも、子どもは家庭でしつけられ、学校で学び、地域で磨かれる。だからそれぞれの役割をしっかりと果たしてほしいと話をするんですけども、まさに今のご意見と同じように、家庭教育、学校教育、私は地域教育みたいに感じていたんですけども、そういう区分で検討していただくのもいいのかなと思いました。また、やはり生涯学習ですので、一人の人間が生まれてから一生涯を通じて世代世代に必要な学ぶべきものというものはあるのかなと。どういうふうにくベクトルを組んだらいいのかは今後の検討なのかと思いますけれども、そういうことも検討の一つに入れていただけたら良いと思いました。

それから先ほど掲載内容で検討のポイントの①から③までご説明をいただき十分納得ができました。特に削除したものについては、専門的な分野の担当でいいんじゃないかというのには私も同意できます。それから③で新規に追加された事業の中にはまさに家庭教育、社会教育の中でそのすべてに基本的な生活習慣というのは人間が生きていく上でとても大切な、本当に基礎的・基本的なベースだなと思っておりましたのでとてもいい中身が入ったなということと、今学校でも特別支援教育でなかなか課題が多いんですけども、そういう意味でも心身障害児等発達支援事業なども入って、これも良かったのかなと思います。それに加えてやはり知事部局と教育庁との連携というものがこれからますます必要になってくると思いますし、教育基本法が改定になったときにも本当にあらゆる分野から教育は必要であるということが出ていましたので、そういう意味でもますます連携が必要なのかなと感じました。

○梨本会長 ありがとうございます。

さまざまな部局が生涯学習に関する事業をされていて、それをばらばらに見るのではなく

て総合的に見るんだということは櫻中委員のご意見にもありましたし、他の委員の皆様もお感じになっているかと思っております。ありがとうございます。

石井山副会長、お願いします。

○石井山副会長 初めてなものですから、ちょっととんちんかんでというか、恐らく誤解もあると思うので、その誤解を解いていただきたいと思う気持ちでお尋ねします。

お話を伺いながら、どうも今回のプランの作り方というのは上位計画である「教育振興基本計画」であったりとか「宮城の将来ビジョン」とかささまざまな縛りがあって難しいということはよくわかったんですけども、一方で逆にわからなかったのが、このプランができることで一体何が変わるのかということなんです。そして掲載という言葉も盛んに使われていたと思うんですけども、既存に、もうすでにされているものをこういう一つの文章の中にくくっていくということが今回のお話なのかというように聞こえてしまっているんです。つまり、普通計画をつくるというときには、やはりその既存の事業を一定程度見直しながら新しいサービスに発展させていくとか新しいサービスを作っていくというような、そういう手続きだと思うんですけども、今日のお話は聞きようによってはさまざまな部局の中でたまたま取り組まれていることが一つの計画に基づいて動いているように見せかけるための文章をつくるというように見られかねないんじゃないかというようにも見えるわけです。つまりそうさせないためにも、この手続の中で縛りはありながら、でも意味ある形でねじっていくという手続がないといかんというふうに思うわけですけども、それは今後の動きの中で一体どういう形で作られるのか。さまざまある事業を我々の手で見直していくとか、我々のこのテーブルじゃなくても何か市民的に検証して行くという手続はプラン策定の中にどういう形で今後考えられているのかということをお聞きしたいということです。

○梨本会長 ありがとうございます。

我々の「生涯学習振興施策推進プラン」と「教育振興基本計画」はどのようなふうに関連するか、資料4の2裏面の関連図に斜めの矢印があるわけですけども、推進プランに関係する施策をやっておられる課や室に直接我々の意見が影響を与えるものなのかどうなのかですね。さらにいうとその縦の方の連動というものが、連動とはじゃあ何を意味するのか、そのところがもうちょっと具体的に出てこないとわからないとも思います。事務局の方から、検討中のことでもう少し何かお話しただけのことがあればご説明をお願いしたいと思えますけれども。

○西條課長 資料4の2の1ページ目をご覧いただければおわかりのとおり、今まで生涯学習基

本構想に基づいて生涯学習振興計画を作ってきておりました。そして、その生涯学習振興計画も含む県の教育行政の総合的な計画として、生涯学習基本構想も受けた教育振興基本計画を既に作っており、そしてその具体的な事業でありますアクションプランもできているという、ある意味、先ほど副会長がお話をいたしました、いわば縛りがあるわけです。そうしますと、そういう意味では新たな生涯学習振興計画の意味合いというものは実はこのアクションプランの中にもう既に入っておりますので、どういうふうにしてその意味づけを見ていったらいいのかというところがあります。そこで考えたのは、あくまでもそのアクションプランの方は教育行政の総合的な計画だと、すべての学校教育からまさに学校教育そのもの、生涯学習じゃなくてです。それから社会教育から、先ほどからお話しの家庭教育なんかも含めたものですが、その第1期アクションプランの中から生涯学習に関わる部分を取りだして、この生涯学習審議会の中でその専門的な立場からこれに対する意見をいただいて、その意見に基づいてこの生涯学習政策推進プランを進行管理することによって、最終的には総合計画である教育振興基本計画の第1期アクションプランの方に反映させていきたいと考えているということでございます。

ただ、逆の場合もあります。先ほど説明いたしましたように第1期アクションプランというのは行政評価委員会、これも実は県のさまざまな計画を評価する組織でありますけれども、県全体の総合計画、県の将来ビジョンそのものも評価する委員会でありまして、そこからの教育振興基本計画第1期アクションプランの評価もありますので、そちらからの評価を経由しながら私どもが今ご議論いただいている生涯学習振興推進プランについても意見を踏まえてある程度、新たな施策を追加するとかいうふうなこともありますよということ。そういう意味で、相互に関係を持たせることから連動という形で言葉を使わせていただいているということです。

○梨本会長　なかなか難しいですけれども、要するに教育振興基本計画ができた段階で生涯学習振興計画をもうやめて、それに代わるものをもう作らずに全部教育振興基本計画の方に任せてしまえばいいという選択もあったとは思いますが。ただ、全く白紙にしてやめてしまうということではなくて、振興施策推進プランという新たなものを作ろうという提案が事務局からあったということです。せっかくやるんだから何か面白いものができるといいなと思いますし、でもここで議論したことがどう生かされるのかの見通しがないと、何のために検討するのか不安だということもあるでしょうし。そのあたりが恐らく委員の皆様の方でも見通しが無い、難しいなと思っておられるところかと思えます。

他の委員の皆様から、どうしてもこれだけは早いうちに申し上げておきたいということはありませんでしょうか。

兼平委員、お願いします。

○兼平委員 前回8月の時にこういうプランが出されましたね。そのとき感じたのは、梨本会長さんがおっしゃったように、なくてもいいんじゃないかなと一瞬思ったんですけども、なくしてどうなるかということはないと思いますので、これからいい企画を出していっただければと思っています。

○梨本会長 ほかにいかがですか。

松村委員、お願いします。

○松村委員 理解できました。ありがとうございました。すみません、お時間をちょうだいしました。

そういう縛りがあったということで、そういう中でこういう資料をつくられて本当に事務局側のご苦勞を感じられました。それで、せっかく作るの、何を目的に生涯学習振興施策推進プランを作るのかと先ほど副会長でいらっしゃいます石井山先生もおっしゃっていましたが、せっかく作るのであればやはりそこを一番大事にするのが、なかなか難しい現状があるのかもしれないですが、それでも生涯学習という視点は大変大事だと思いますし、すべての学習をつなげるものだと私も考えておりますので、こういう計画がもうあるからここから持っていかなきゃいけなかった、というのももちろんあると思うんですけどもそれを何か飛び越えるような、このプランがあることによってこういうふうに変革を起こすんだとか、今こういうふう現場に携わっている方々の課題ですとかそういったものに対応することができるんだ、みたいなものが一つでもありますともう少し考えと会見が述べやすいかなというふうに個人的に感じております。

ちょっと話はずれますが、家庭教育という話が先ほど出ていたんですが、家庭環境も現在さまざま変化していると思います。私は、小学校や中学校にNPOとして携わっていたんですが、大変残念ながら親御さんの経済状態とお子様の学習環境が非常に連動しているという印象を受けております。親御さんも、できればよい学習環境を作りたいと思っはいると思いますが。私も今自分自身の生活を振り返っても、もし子どもがいたら本当にはたして子どもとコミュニケーションをとる時間が自分は持てるだろうかというくらい、働かないとなかなか自分の生活状況を安定させることができないという現状もございしますので、そういった中で、家庭の責任はありますけれども、家庭が責任を負えないような社会状況というのもの

年々大きくなっていると思いますので、やはりそこを支えるのがコミュニティであり地域ではないかなと個人的には感じております。だからこそ今、読書活動のボランティアなどが活発に行われるようになってきていると思いますし、そういった方たちを育成する講座というのがたくさんあると思います。ちょっと話を戻してしまうようで恐縮ですが、そういったことをご考慮いただいて、「家庭教育」という言葉を使うときにその責任を果たせないご家庭がふえている現状というのもぜひ踏まえて区分をしていただけたらと思います。

すみません、区分の話に戻してしまいましたが、以上です。

○梨本会長 ありがとうございます。

そうですね。本当に今、まさに新しいものを作ろうとされているわけなので事務局の方もご苦労も多いと思いますけれども、でも本当に今が面白いし大事な時で、だからこそ今回のような議論をしていただき、もっともっと委員の皆様からのいろんなご提案、ご意見があるかとも思いますので、それをぜひ生かしてこれから進めていただきたいと思いますと思っております。

最後に、ご意見をどうしても申し上げたいという方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは定刻になりましたので、宮城県生涯学習振興施策推進プランについて、この議論はこれで一応終了とさせていただきたいと思います。ただ、これで終わりということではなくて、これからどう続けて議論していくのかということになりますが、この点について事務局の方からご提案などございますでしょうか。

○事務局 推進プランについて補足を申し上げます。

資料4の3の構成案と、あと139事業を、A4縦の左とじでその資料4の3の後ろについている構成事業一覧、これが139事業あるわけですが、こちらにつきましては現段階での案ということでお示しさせていただいております。この構成案は、これまでの流れによって作られているような形になっていますので、皆様から出た意見等を踏まえて、事務局の方でもう少し煮詰めたいと考えております。先ほどの区分の話もございますので、それを見直していきたいと考えております。

この流れでございますが、プランにつきましては年度内に作りたいと考えておりまして、年が明けてからもう一度審議会を行いたいと考えております。その間、事務局から各委員さんに対して意見を求める可能性がございますので、その場合につきましてはご対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○梨本会長 ありがとうございます。

これからご意見を申し上げる機会をいただけるということですので、それに従いたいと思

います。それでよろしいでしょうか。

それでは、議事は終了させていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

8. その他

○大泉総括 梨本会長、大変ありがとうございました。

それでは、その他に入りたいと思います。委員の皆様から今日の協議事項以外で何かお話があれば承りたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

9. 閉会

○大泉総括 それでは、長時間にわたりご議論いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回宮城県生涯学習審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。